

徳島県個人情報保護審査会答申第52号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成28年5月30日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私に関する書類（H〇. 〇. 〇の請願に関する）件で、国と県が協議及び回答・伺い書類等（阿南産業）」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年6月9日、実施機関は、請求に係る保有個人情報については、当該文書を作成しておらず、文書が存在しないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年6月10日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年3月1日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

私に係る件で県は、国と協議していながら、何らかの書類があるはずで無いのは可笑しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

本件請求に係る個人情報開示請求書では、該当する保有個人情報の内容を「私に関する書類（H〇. 〇. 〇の請願に関する）件で、国と県が協議及び回答・伺い書類等」としている。

請求内容にある「H〇. 〇. 〇の請願」とは、審査請求人が〇〇〇と徳島県知事に対して提出した平成〇年〇月〇日付けの請願書（以下「本件請願書」という。）のことであり、「国」とは、〇〇〇（以下「国」という。）のことである。

本件請求では、本件請願書の件について、国と南部総合県民局産業交流部（阿南）が協議した内容の協議及び回答・伺い書類の開示を求めたものである。

本件請願書の内容は、〇〇〇土地改良区に対し、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく〇〇〇を請願するものであるが、土地改良区の指導及び監督に関する国との協議は、通常、農山漁村振興課で行っており、本件請願書に関しても、農山漁村振興課と国で協議を行っている。

南部総合県民局産業交流部（阿南）において、直接、国と協議した事実はなく、「協議及び回答・伺い書類等」について作成した事実はない。

以上により、本件請求に係る対象個人情報は存在しない。

なお、本件請求と同一の個人情報開示請求が農山漁村振興課に対しても行われており、農山漁村振興課において、国と協議した際の復命書を開示している。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、本件請願書について、国と南部総合県民局産業交流部（阿南）が協議した内容を記録した文書及び回答・伺い書類と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在の妥当性について

ア 実施機関の説明によると、本件請願書の内容は、〇〇〇土地改良区に対し、土地改良法に基づく〇〇〇を請願するものであるが、土地改良区の指導及び監督に関する国との協議は、通常、農山漁村振興課で行っているとのことである。

本件請願書に関する国との協議についても農山漁村振興課が行っているとのことであり、審査請求人に対し、農山漁村振興課と国が協議した際の復命書が、別

途，農山漁村振興課において開示されているとのことである。

イ 審査会において，前記復命書を見分したところ，出席者の中に南部総合県民局産業交流部（阿南）の職員は含まれておらず，他に，南部総合県民局産業交流部（阿南）において，国と協議したことを窺わせるものもないことから，南部総合県民局産業交流部（阿南）において，国と協議した事実はなく，「協議及び回答・伺い書類等」について作成した事実はないとする実施機関の説明に不合理な点はない。

ウ 以上により，本件請求に係る保有個人情報について，不存在を理由として行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は，本件請求に係る保有個人情報について本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果，冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は，次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 3月 1日	諮 問
5月24日	審 議（第90回審査会）
6月28日	実施機関からの口頭理由説明の聴取，審議（第91回審査会）
7月27日	審 議（第92回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
大 道 晋	弁護士	会 長
坂 田 美 佐	税理士	
末 吉 江 衣	弁護士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者